

埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備事業Q&A

令和6年4月22日更新

【共通】

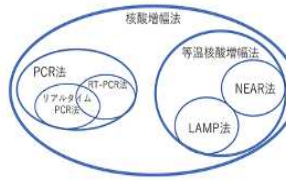
番号	区分	問	答
1	共通	事業は、いつから着手できるのか。	事業計画を精査した後各医療機関に内示を行います。内示以降に、着手可能となります。なお、内示は令和6年6月以降となる予定です。
2	共通	工期が複数年度にまたがる場合や設備の整備が翌年度にまたがる場合、補助の対象となるか。	本事業は、令和6年度事業中に事業を完結する必要があります。

【施設整備】

1	施設整備	整備事業期間の着工とは何を指すのか。	一般的に「着工」とは実際に工事(くい打ちや地盤改良工事等)が始まることを指します。
2	施設整備	人員・知見が不足しているため、施設整備に係る設計や工事を委託して実施する場合は、補助は対象となるか。	人員・知見の不足により別事業者へ委託する場合も補助の対象となります。ただし、補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負はできません。
3	施設整備	病室の感染対策に係る整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となるか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
4	施設整備	病室の感染対策に係る整備について、新興感染症患者を受け入れるための個室整備(トイレ等の付属設備の整備を含む)とあるが、新興感染症発生時既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となるか。	「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 (当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、1/3の自己負担があります。)
5	施設整備	個室整備について、前室(個室と廊下の間の部屋)の改修も対象となるか。	前室の改修も、個室整備の工事で行う場合には、補助対象となります。
6	施設整備	病床確保を内容とする協定を結ぶ場合に、個室整備において透折外来患者用の部屋を整備するのは、対象となるか。	病床確保を内容とする協定を締結する医療機関であって、感染症患者専用の透折外来患者用の病室として整備する場合には、補助対象とすることは可能です。
7	施設整備	個室整備について、既存病室にある劣化したトイレ・バスのリニューアルは補助対象となるか。	単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。
8	施設整備	通常のエアコンがあるが、感染症対応に使用できるよう、陰圧装置を入れたり除菌対応の空調設備を新たに整備する場合には、補助対象となるか。	協定を履行するために新たに陰圧装置を整備する場合であって、感染症対応に必要なものであれば、補助対象となります。
9	施設整備	個室整備について、補助金によって整備する個室とは別に、今後感染症用の病棟を新築する計画がある。感染症用の病室の建築が完了した際には、新興感染症の対応を新築した病棟にまどめる運用は可能か。この補助を受けて整備した個室は、新興感染症対応に使い続けなければならないのか。	新興感染症発生・まん延時への備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に新興感染症用の病床として使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、場合によっては補助金を返還していただくこととなります。 協定においては患者を受け入れる病床を定める必要はありませんので、補助を受けずに整備する別棟での受け入れも当然可能ですが、補助を受けて整備した病室については受け入れに使用する必要があります。
10	施設整備	病室の感染対策に係る整備において、医療用(災害用)コンテナは補助対象となるか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。 ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。 また、コンテナ等の費用も工事費又は工事請負費として整理されている場合は、補助の対象となり得ます。
11	施設整備	補助対象となる経費は、工事費又は工事請負費のみで、その他の費用は対象外となるのか。	補助対象となるのは「工事費又は工事請負費」のみであり、「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は、対象外となります。
12	施設整備	「病室の感染対策に係る整備」について、4人床の病室を感染時には個室(1床×2室)で使うが、病床の返上を避けるため、平時は2床室(2床×2室)として利用するような運用を行う場合でも、補助の対象になか。また、補助の対象となる場合、補助基準額は2室分として計算するのか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。 また、当該事例については2室分の補助額で計算します。
13	施設整備	可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないか補助の対象にならないのか。	可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。
14	施設整備	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられているが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
15	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備について、一般患者と新興感染症患者の病棟のゾーニングを目的として新興感染症患者の診察を行うための診察室(陰圧室)を整備するための改修工事は補助の対象となるか。	新興感染症患者の診察を行うための診察室(陰圧室)の整備が、病棟等の感染対策に係る整備として、病棟のゾーニングに資する改修工事の場合には、補助対象となります。
16	施設整備	個人防護具保管施設については、物置のような倉庫は、補助対象となるか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。 また、物置等の費用も工事費又は工事請負費として整理されている場合は、補助の対象となり得ます。
17	施設整備	個人防護具保管施設について、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。	対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合(設備整備費に該当する場合)は、補助対象にはなりません。
18	施設整備	個人防護具保管施設を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるのか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。
19	施設整備	個人防護具保管庫を整備する際に併せて、PPEのケースを置くためのラックの取り付けなどを行う場合、これらの費用も補助対象となるのか。	個人防護具保管施設の付属設備として、一体的に整備する場合は、補助対象となります。
20	施設整備	敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に個人防護具保管施設を整備することも補助対象となるのか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。

21	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、薬局などで複数の店舗がある場合、いずれかの店舗に共用の保管庫を整備することは可能か。	各協定締結医療機関において個別に保管スペースを確保できない場合であって、同一都道府県内の協定締結医療機関によるのであれば、共同での整備も対象になるものと考えられますが、個別にご相談ください。 その場合は、保管施設を設置する代表医療機関が申請し、代表医療機関に対して補助を行うことを想定しています。 なお、複数の医療機関が共同で使用する場合も、共同で使用する医療機関が、それぞれ協定締結を行い、各協定締結医療機関における使用量の報告による所有権の明確化・管理が必要となります。
22	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定締結医療機関として必要な範囲(協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ)であれば特段制限を設けていません。
23	施設整備	個人防護具保管施設について、医療機関の移転が決まっているなど、保管施設を移設させることが判明している場合、補助の対象となるか。	施設の耐用年数未達で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の一部を返還してもらう場合があります。
24	施設整備	現在、機械を設置している部屋について、個人防護具保管施設整備について、個人防護具の保管スペースに改修するために、既存施設内の機材などの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となるか。	撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になります。
25	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、個人防護具保管施設と別目的の施設を一体で整備した場合の補助はどうなるか。	補助対象は、全体から個人防護具の保管スペースとして整備する面積を按分した金額になります。
26	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関の敷地内に施設を設置するスペースが少ないことから、院長が居住している近接の事務所に設置する場合、補助金の対象となるか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
27	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、既存の建物を2者共有で購入し、自社の占有面積部分を、個人防護具を保管するスペースとして、改修する工事は、補助対象となるか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。
28	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関施設から保管庫までの通路の整備や改修は補助対象となるか。	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。
29	施設整備	個人防護具保管施設を新築(改築)する際に、既存の建物を取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象となるか。	取り壊し費用のみであれば対象外となります。
30	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、設置場所の整地工事費も補助の対象となるか。	整地費用は補助対象となりません。
31	施設整備	個人防護具保管施設の整備について、医療機関が借地上に設置されているため、その同一の借地内に整備することは可能か。	協定締結医療機関内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関と同一の借地内一角に個人防護具保管施設を整備することは可能です。
32	施設整備	開設者が同じで、同敷地内にあるA病院とB病院について、A病院は補助対象となる協定を締結しているが、B病院は補助対象となる協定を締結していない場合に、A病院がB病院分のPPEを一括購入して備蓄するための個人防護具保管施設を新築する場合、保管施設全体を補助対象とすることができるか。	協定を締結しないB病院分の備蓄に要する部分は補助対象となりません。
33	施設整備	個人防護具保管施設について、敷地面積の都合から2階建てとすることは可能か。 基準額計算上の面積の考え方は延べ面積となるか。	2階建ては可能です。面積は延べ床面積となります。
34	施設整備	医療機関より、個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用も補助対象経費になるか相談がありました。 今回の補助対象は工事費又は工事請負費であり、建築確認申請にかかる費用は対象経費にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。
35	施設整備	個人防護具保管施設の施設整備補助に関して、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっているが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも要件となるか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。

【設備整備】

1	設備整備	簡易除圧装置の整備について、1病室に2台以上の整備を行う場合も、補助の対象となるか。	病室の面積等の関係から、1病室に2台以上を整備しなければ除圧にできないなどの必要性がある場合には補助対象となります。 なお、整備後に会計検査院等の検査により、過剰な設備整備であるなどの指摘を受けた場合には補助金の返還となる可能性もありますのでご留意ください。
2	設備整備	検査機器の整備に関して、補助の趣旨やどういった機器が整備の対象となるか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。 検査機器の整備について、新型コロナウイルスの検査にはPCR法以外も用いられていることは承知していますが、今回はその他の検査法と比較し比較的早期から検査を行うことが可能であり、かつ精度が高いという利点も考慮し「PCR検査装置」を対象としています。 PCR法とLAMP法は核酸増幅のメカニズムが異なっており、核酸増幅法にPCR法、LAMP法、NEAR法等は含まれますが、PCR法は温度変化を伴うPolymerase chain reactionを活用した検査であり、鎖置換反応を用いるLAMP法やNicking enzymeを用いるNEAR法は含まれていないという認識です。 また、RT-PCR法とPCR法は増幅対象がRNAかDNAかという違いであり検査方法として本質的な違いはないと考えられます。 リアルタイムPCR法は、PCR法の中でも定量的な検査ができる利点がありますが、こちらはPCR法として整理可能と考えます。 該当する機器がPCR検査機器か否かは、PMDAの添付文書等を参考に判断ください。 なお、補助対象となる特定の機器について具体的に例示することはできませんが、医療機器として承認されているものが原則です。 
3	設備整備	検査機器の整備について、PCR検査装置の台数制限はあるか。	PCR検査装置について、病床確保又は発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な範囲内(協定の履行に必要な台数の新規購入・増設)であれば特段制限を設けていません。

4	設備整備	検査機器(PCR検査機器)の設備整備について、特定の検査キットにしか対応していない機器(安価)や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器(高価)等、様々種類があるが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はあるか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる(新たな感染症にも早期に対応できることが想定される)機器が望ましいと考えています。
5	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機の整備について、基準額は「1施設当たり」となっていますが、施設とは建物ごとと考えてよいか。	1施設とは、協定締結医療機関単位となります。1医療機関で複数建物がある場合でも、1施設と教えます。
6	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機について、「陰圧対応可能なものに限る」とありますが、「陰圧対応可能な空気清浄機とは、 ①「陰圧装置」が付属している空気清浄機 ②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機 のどちらを指すのか。	①を指します。
7	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)について、設置場所の制限はあるか。	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)について、発熱外来の協定を履行するための感染対策に必要な場所であれば、特段制限は設けていません。待合室に設置する場合でも補助対象となります。
8	設備整備	医療機関が負担する个人防护具の費用について、補助の予定はあるか。	个人防护具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。